令和5年第3回安堵町議会定例会会議録

(3日目)

令和5年9月15日(金) 開会 午前10時

| 1 | 応招議員 | 9名 |
|----|-------|----|
| Τ. | 川州白珠貝 | 92 |

| 1 | 番 | 松田 | 勝 | 2 | 番 | 近藤 | 晃一 |
|---|---|----|----|---|---|----|----|
| 3 | 番 | 森田 | 裕康 | 4 | 番 | 福井 | 保夫 |
| 5 | 番 | 淺野 | 勉 | 6 | 番 | 上林 | 勝美 |
| 7 | 番 | 山岡 | 敏 | 8 | 番 | 増井 | 敬史 |
| 9 | 番 | 森田 | 瞳 | | | | |

- 2 出席議員 9名
- 3 欠席議員 なし
- 4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

| 町 | | | 長 | 西本 | 安博 | 臣 | [1] | 町 | • | 長 | 富井 | 文枝 |
|----|-----|-----|----|----|----|----|-----|----|-----|----|----|----|
| 教 | 킽 | Ĩ | 長 | 辰己 | 秀雄 | | | | | | | |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 吉村 | 良昭 | 住 | 主民 | 生 | 活 部 | 長 | 吉田 | 一弘 |
| 事 | 業 | 部 | 長 | 廣瀬 | 好郁 | 孝 | 女 - | 育 | 次 | 長 | 辻井 | 弘至 |
| 総合 | 合 政 | 策 課 | 長 | 富士 | 青美 | fi | 5機 | 管理 | 室調 | 果長 | 吉田 | 裕一 |
| 税 | 務 | 課 | 長 | 勝井 | 顯 | 信 | È J | 民 | 課 | 長 | 増田 | 篤人 |
| 子ど | も家庭 | 推進室 | 課長 | 藤岡 | 征章 | 佼 | 趣東福 | 祉推 | 進室 | 課長 | 井上 | 育久 |
| 事 | 業 | 課 | 長 | 池田 | 佳永 | 孝 | 枚 育 | 推 | 進 課 | 長 | 吉田 | 彰宏 |
| 会 | 計 | 室 | 長 | 西田 | 淳一 | | | | | | | |

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 溝本 貴宏 議会事務局主事 宮前 智貴

- 6 会議事件は次のとおりである。
 - 日 程
 - 第 1 一般会計決算審査特別委員会委員長報告 認定第 1号 令和4年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 2 特別会計等決算審査特別委員会委員長報告
 - 認定第 2号 令和4年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 3号 令和4年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 4号 令和4年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の 認定について
 - 認定第 5号 令和4年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につい て
 - 認定第 6号 令和4年度安堵町水道事業会計決算の認定について
 - 第 3 議案第 7号 令和5年度安堵町一般会計補正予算(補正第7号)について
 - 第 4 発議第 3号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准の議論を進めることを求める意見書
 - 第 5 常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 第 6 特別委員会の閉会中の継続調査について
 - 第 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開会

午前10時00分

議長(淺野 勉) 予定の時間よりも少し早いですけども、皆さんお揃いですので、本日の会議を進めさせてもらいます。

おはようございます。

(「おはようございます」という声あり)

議長(淺野 勉) 只今の出席議員は9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております議事日程に従い進めてまいります。

発言の際は、マスクを外しての御報告をよろしくお願いいたします。

日程第1「一般会計決算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。

- 一般会計決算審査特別委員会委員長の審査結果報告を求めます。
- 一般会計決算審査特別委員会委員長(松田勝)はい、議長。
- 議長(淺野 勉) はい。松田一般会計決算審査特別委員会委員長。

(松田一般会計決算審查特別委員会委員長 登壇)

一般会計決算審査特別委員会委員長(松田勝)皆さん、おはようございます。

(「おはようございます」という声あり)

- 一般会計決算審査特別委員会委員長(松田 勝) 一般会計決算審査特別委員会委員長の松田でございます。それでは、只今から報告をいたします。
 - 一般会計決算審査特別委員会報告。本委員会に付託された案件について、安堵町議会会議規

則第71条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

- 1. 審査案件、付託案件について。認定第1号「令和4年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」
- 2. 開催日時及び場所、令和5年9月5日火曜日、午前10時から、安堵町役場3階31会議室。
- 3. 出席者、委員といたしまして、私、松田委員長、森田裕康副委員長、福井委員、上林委員、 山岡委員、増井委員、森田瞳委員です。オブザーバーといたしましては、淺野議長、近藤監査 委員です。説明員といたしましては、西本町長、富井副町長、辰己教育長、吉村総務部長、吉 田住民生活部長、廣瀬事業部長、辻井教育次長、富士総合政策課長、吉田危機管理室課長、勝 井税務課長、増田住民課長、藤岡子ども家庭推進室課長、井上健康福祉推進室課長、池田事業 課長、西田会計管理者職務代理、吉田教育推進課長。事務局の方からは、溝本事務局長、宮前 主事でございます。
- 4. 一般会計決算審査特別委員会報告、付託案件 認定第1号「令和4年度安堵町一般会計歳 入歳出決算の認定について」、審査した結果を報告する。

令和4年度一般会計決算の概要について、令和4年度「主要な施策の成果説明書」を中心に、 各担当課長から説明を受け、各委員との活発な質疑応答が行われた。

令和4年度予算は、計画始期となる「第5次安堵町総合計画」並びに「第2期安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に実行し、「小さくても キラリ光る 活力あふれるまちあんど」を将来像に掲げて、その実現に向けて必要な諸経費が計上されました。

令和4年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響は継続しており、物価高騰や資材 不足が発生し、財政状況も苦しくなっている状況の中、新型コロナウイルス感染症に伴う給付 金事業や地域振興券発行事業、物価高騰等による公共施設の光熱費等、必要な経費は補正予算 により対応した。

一般会計歳入決算の主なもの。町税全体では、約1,937万2,000円(2.7%)の増加。地方交付税は、財政需要の増加により、約4,331万9,000円(2.7%)の増加。国庫支出金は、ワクチン接種に関わる負担金、子育て世代への臨時給付金が縮小・完了により、9.0%の減少。県支出金は、5.3%の増加となっています。

続いて、一般会計歳出決算の主なものといたしまして、人件費は、職員数の減少により約2,887万2,000円(3.0%)の減少。物件費は、各選挙執行経費や固定資産評価業務委託、地域振興券発行経費が増加するため、約4,833万2,000円(7.0%)の増加。 扶助費は、子育て世代への臨時特別給付金や新型コロナウイルス感染症に伴う各給付金事業の完了により、約1億3,178万6,000円(23.9%)の減少。補助費は、山辺・県北西部広域環境衛生組合や安堵町美化センター解体等の負担金増加により約1億1,109万3, 000円(33.7%)の増加。積立金は、財政調整基金や教育・文化振興基金に積立を行い、約1億552万1,000円の増加となりました。

続きまして、令和4年度一般会計の決算といたしましては、実質収支額3億4,444万6,000円、前年比でプラスの9,039万6,000円の黒字となりました。

単年度収支は9,039万6,000円、前年比マイナス1,712万2,000円の黒字です。

実質単年度収支といたしましては1億8,881万1,000円、前年比マイナス1,71 1万2,000円の黒字となっております。

令和4年度決算は、単年度収支、実質単年度収支ともに黒字となりました。また、経常収支 比率は前年度より2.6%改善され90.8%となった。しかし、物価高騰や資材不足が発生 している現状においては、厳しい財政状況になることが予測されるため、引き続き、歳入歳出 の収支の均衡を堅持しながら、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を図っていくとの説明 がされました。

採決の結果、認定第1号「令和4年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、出席委員全員が賛成。よって、当委員会は、認定第1号を原案通り認定すべきものと決した。 以上です。

議長(淺野勉)これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(淺野勉) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(淺野勉)討論なしと認めます。

これより、認定第1号「令和4年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(淺野 勉) 起立、全員です。お座りください。 認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長(淺野 勉) 日程第2「特別会計等決算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。 特別会計等決算審査特別委員会委員長の審査結果報告を求めます。

特別会計等決算審査特別委員会委員長(福井保夫)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。福井特別会計等決算審査特別委員会委員長。

(福井特別会計等決算審査特別委員会委員長 登壇)

特別会計等決算審査特別委員会委員長(福井保夫) おはようございます。4番 福井です。

それでは、特別会計等決算審査特別委員会報告。本委員会に付託された審査について、別紙のとおり会議規則第71条の規定により報告します。

- 1. 審査案件、認定第2号「令和4年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号「令和4年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第4号「令和4年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について」、認定第5号「令和4年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第6号「令和4年度安堵町水道事業会計決算の認定について」
- 2. 審査の経過、(1) 開催日時、令和5年9月6日水曜日、午前10時から。(2) 開催場所、安堵町議会第2委員会室。(3) 出席委員、福井委員長、上林副委員長、松田委員、森田裕康委員、山岡委員、増井委員、森田瞳委員、以上7名です。(4) オブザーバー、淺野議長、近藤監査委員。(5) 説明員、西本町長、富井副町長、吉村総務部長、吉田住民生活部長、廣瀬事業部長、富士総合政策課長、増田住民課長、井上健康福祉推進室課長、西田会計管理者職務代理。(6) 事務局として、溝本事務局長、宮前主事です。
- 3. 特別会計等決算審査特別委員会報告。9月1日の本会議で付託を受けた、令和4年度安堵町特別会計等歳入歳出決算を審査するため、決算審査特別委員会を開催したので報告します。
 - (1) 認定第2号「令和4年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

令和4年度の決算額は、歳入総額9億4,338万7,573円、歳出総額9億4,846万3,069円。実質収支額はマイナス507万5,496円、単年度収支額は206万6,481円の黒字である。

令和6年度の県統一化に向け、累積赤字の解消を図るとともに、不納欠損98件265万5, 450円について改善に努めるよう要望した。

審査の後、採決に移り、全委員の賛成で、本件について当委員会は認定すべきものと決した。

(2) 認定第3号「令和4年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

令和4年度の決算額は、歳入総額・歳出総額ともに2億6,515万5,979円。前年度 比791万8,667円の増である。

また、令和4年度末における下水道整備状況は、処理区域内人口6,800人を基に算出すると、下水道普及率96.2%、水洗化率69.4%である。西安堵地区の整備率・東安堵地区の水洗化率のアップを要望した。

審査の後、採決に移り、全委員の賛成で、本件について当委員会は認定すべきものと決した。

(3) 認定第4号「令和4年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について」

令和4年度の決算額は、歳入総額7億6,934万8,697円、歳出総額7億6,668万2,735円。歳入歳出差引額は266万5,962円で、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の黒字である。

審査の後、採決に移り、全委員の賛成で、本件について当委員会は認定すべきものと決した。

(4) 認定第5号「令和4年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」 本特別会計は75歳以上の高齢者を対象として平成20年4月に創設され、運営は都道府県 単位の広域連合組織が行っている。

令和4年度の決算額は、歳入総額1億2,331万8,161円、歳出総額1億2,291万9,361円。実質収支額39万8,800円の黒字である。

審査の後、採決に移り、全委員の賛成で、本件について当委員会は認定すべきものと決した。

(5) 認定第6号「令和4年度安堵町水道事業会計決算の認定について」

収益的収入及び支出について。収益的収入1億7,867万1,281円、収益的支出1億6,726万2,087円、差引額1,140万9,194円の黒字である。

資本的収入及び支出について。資本的収入0円、資本的支出4,528万9,574円。 審査の後、採決に移り、全委員の賛成で、本件について当委員会は認定すべきものと決した。 以上です。

議長(淺野勉)これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(淺野勉)質疑なしと認めます。

これから案件ごとに、討論、採決を行います。

はじめに、認定第2号「令和4年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(淺野勉) 討論なしと認めます。

これより、認定第2号について採決をします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(淺野 勉) 起立、全員です。お座りください。 認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長(淺野 勉) 次に、認定第3号「令和4年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(淺野勉) 討論なしと認めます。

これより、認定第3号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(淺野 勉) 起立、全員です。お座りください。 認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長(淺野 勉) 次に、認定第4号「令和4年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳 出決算の認定について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(淺野勉) 討論なしと認めます。

これより、認定第4号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(淺野 勉) 起立、全員です。お座りください。 認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長(淺野 勉) 次に、認定第5号「令和4年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(淺野勉)討論なしと認めます。

これより、認定第5号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(淺野 勉) 起立、全員です。お座りください。 認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長(淺野 勉) 次に、認定第6号「令和4年度安堵町水道事業会計決算の認定について」、討論 を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(淺野勉)討論なしと認めます。

これより、認定第6号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(淺野 勉) 起立、全員です。お座りください。

認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長(淺野 勉) 日程第3 議案第7号「令和5年度安堵町一般会計補正予算(補正第7号) について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富士青美)はい、議長。

議長(淺野勉)はい。富士総合政策課長。

(富士総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富士青美) おはようございます。総合政策課 富士です。よろしくお願いいたします。議案第7号「令和5年度安堵町一般会計補正予算(補正第7号)について」、御説明させていただきます。補正予算書9ページ、10ページをお願いします。

今年度秋・冬の時季に行うワクチン集団接種事業として、接種券作成業務やワクチン接種委託、住民のタクシー送迎委託等にかかる経費として520万円、予算を増額するものです。

財源は、7ページ、8ページのとおり全額国庫で、国庫負担金と衛生費、国庫補助金をもって充てます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第7号 令和5年度安堵町一般会計補正予算(補正第7号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵 町一般会計補正予算(補正第7号)を別紙のとおり提出する。

令和5年9月15日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書1ページをお願いします。

議案第7号 令和5年度安堵町一般会計補正予算(補正第7号)

令和5年度安堵町一般会計補正予算(補正第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,473万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月15日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書2ページ、第1表をお願いします。

第1表 歲入歲出予算補正

歳入の部。14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、補正前の額1億7,757万1,000円、補正額230万円、計1億7,987万1,000円。同款、2項 国庫補助金、補正前の額1億4,507万9,000円、補正額290万円、計1億4,797万9,000円。続きまして3ページ、歳出の部。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、補正前の額1億1,206万円、補正額520万円、計1億1,726万円。

よって、歳入歳出ともに合計、補正前の額39億8,953万円、補正額520万円、計3 9億9,473万円となります。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複しますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしくお願いいたします。

議長(淺野 勉) これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(淺野勉)質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(淺野勉) 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(淺野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長(淺野 勉) 日程第4 発議第3号「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准の議論を 進めることを求める意見書」を議題とします。 本案について、提案理由の説明を求めます。

6番(上林勝美) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。上林議員。

(上林議員 登壇)

6番(上林勝美) 発議第3号の趣旨説明をいたします。「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・ 批准の議論を進めることを求める意見書」について、趣旨説明いたします。

2017年7月、ニューヨークの国連本部で122か国が賛成して、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。核兵器は、これまで条約で禁止されていなかった唯一の大量破壊兵器です。2017年9月20日には同条約への参加・調印・批准が開始され、2021年1月22日に核兵器禁止条約は、新たな国際法として発効しました。現在92か国が署名し、68か国が批准しています。

核兵器禁止条約は、核兵器の開発をはじめ、製造、保有、使用、そして使用の威嚇、おどかしまで、すべての行為を禁止する条約です。何よりも、この条約によって核兵器がどんな場合も禁止されるべき兵器であることが明確になりました。唯一の戦争被爆国として、日本政府に条約への参加・調印・批准の議論を進めることを求めます。

それでは、発議第3号を全文朗読いたします。

「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准の議論を進めることを求める意見書」広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には同条約への参加・調印・批准が開始され、2021年1月22日に発効しました。現在92か国が署名し、68か国が批准しています。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記しています。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全 廃絶につながる画期的なものです。この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防 ぐことがつよく求められています。 2022年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇をおこないました。その後も繰り返し核使用の脅迫をおこないながら侵略を続けています。これは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものです。

いまこそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を 全面的に禁止させる先頭に立たねばなりません。よって核兵器禁止条約に参加、調印、批准す るための議論を進めることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月15日、奈良県安堵町議会

以上です。

御賛同の程よろしくお願い申し上げます。

議長(淺野 勉) これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(淺野 勉) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(淺野勉)討論なしと認めます。

これより、発議第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(淺野 勉) 起立、全員です。お座りください。 発議第3号は、原案のとおり可決されました。 _____

議長(淺野 勉) 日程第5「常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

各常任委員長から、所管事務について会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(淺野勉) 異議なしと認めます。

議長(淺野 勉) 日程第6「特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長から、所管事務について会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(淺野勉) 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(淺野 勉) 日程第7「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長から、議会の運営に関する事項について、会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

| 議長(淺野 勉) 異議なしと認めます。 |
|---|
| 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。 |
| |
| |
| |
| |
| 議長(淺野 勉) これで本日の日程は、すべて終了いたしました。会議を閉じます。 |
| 令和5年第3回安堵町議会定例会を閉会します。 |
| お疲れさまでした。 |
| |
| |
| |
| |
| 閉会 |
| 午前10時30分 |
| 1 114 7 0 1 4 0 0 74 |